

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市電気自動車等用充電設備設置費
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	持続可能な社会形成の促進に向け、電気自動車等の充電場所の確保及び市内に導入されている太陽光発電設備の将来的な電力受給調整への有効活用を図るため、電気自動車等充電設備を設置する者に対して補助金を交付する。
補助事業者	充電用コンセントを設置しようとする個人及び事業者、V2H充電設備を設置しようとする個人
補助対象経費	機材費、据付工事費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	充電用コンセント上限:5万円 V2H充電設備上限:20万円
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由 充電用コンセントの設置額が約10万円であり、設置額の1/2が5万円であること。 また、今後市内に増台する電気自動車等の充電場所を確保するために必要な補助であること。
補助率等	充電用コンセント 1/2(市単独) V2H充電設備(国)1/2、(市)(一社)次世代自動車振興センターが承認した本体価格の1/5
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	充電用コンセント6台 V2H充電設備5台
	○目標に対する費用対効果(計算式) 算出不可
※数値目標の設定検証	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 個人及び事業者に対して電気自動車等用充電設備の設置補助を行うことで市内に今後増大が見込まれる電気自動車等の充電場所の確保に寄与する。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ及び募集案内による
事業担当 (担当部署)	環境対策課 環境エネルギー係
事業担当 (電話番号)	0259-63-3113